

# 公益財団法人東京しごと財団における令和5年度事業の公募について

## 1 総則

以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び各事業別の募集要項によるものとする。

## 2 募集概要

令和5年度 ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業に係る業務委託

ES（Employee Satisfaction 社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金（以下、「助成金」という）の支援決定を受けた都内中小企業等に対して、若手人材の確保・定着及びESに係る課題把握と、助成金における取組計画の作成を支援するため、助言を行う専門家を派遣する。

## 3 実施期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

## 4 仕様内容

募集要項による。（仕様公開日にビジネスチャンス・ナビ（以下、「ナビ」という。）にてデータを掲載。）

※参加申請にあたっては、ナビへの事前登録が必要です。 詳細は以下7を参照。

## 5 予算額

募集要項による。（仕様公開日にナビにてデータを掲載。）

## 6 応募資格

- (1) 純然たる民間資本により設立された会社法に基づく法人であること。
- (2) 中小企業を対象とした人材確保や人材活用に向けた支援事業で一定の事業実績があり、かつ、本契約の履行に必要な人員の確保・要請、これを支援する本社組織の体制など、本事業を実施するために必要な執行体制が整っていること。
- (3) 法令等を遵守していること。

ア 企画提案申込み時（但し、事業評価の場合は「契約締結時」）において職業安定法又は労働者派遣法（昭和60年法律第88号。但し、第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時（但し、事業評価の場合は「契約締結時」）までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約では是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。）

イ 労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未

- 納があった場合に、その日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ウ 企画提案申込み時（但し、事業評価の場合は「契約締結時」）から過去 2 年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。
- エ 納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること。
- オ 企画提案申込み時から過去 1 年間（但し、事業評価の場合は「契約締結時以降」）に財団又は東京都等との委託契約における契約違反がない者
- カ 事業対象者又は事業対象者を雇い入れた事業主と通謀して、就職又は職場定着を仮装する事実など、偽りその他不正の行為により委託費の支給を受けようとし、又は受けた事実がないこと。
- キ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）別表 1 号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者  
※東京都暴力団排除条例  
[https://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00004199.html](https://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html)  
※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱  
[http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20220808085120\\_1.pdf](http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20220808085120_1.pdf)
- (4) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。
- ア 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者  
イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者  
ウ 破産法に基づく破産手続きの申し立てをした者又は同破産手続きの開始決定を受けた者  
エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者
- (5) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者  
イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）。  
(ア) 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者  
(イ) 公正な競争の執行を妨げた者  
(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者  
(オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者  
(カ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者  
(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 法人の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること。

- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。
- (8) 次の事項に該当しない者であること。
  - ア 添付書類に虚偽の事実を記載した者。
  - イ 仕様を閲覧していない者。
  - ウ 仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者。

※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。

## 7 仕様公開

公開日時	場所
令和5年5月8日 13時00分	ナビ上

仕様の閲覧にあたっては、ナビ (<https://www.chancenavi.jp/bcn>) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、令和5年4月28日16時までにナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。

## 8 契約情報の公表

本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合(契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

## 9 令和6年度以降の事業者選定方法

原則として、公募による企画提案方式により事業者を選定した翌年度、翌々年度は事業評価方式(\*)を採用する。従って、本事業が継続する場合、令和6年度、令和7年度は事業評価方式を採用する予定である。但し、令和6年度以降の本事業の規模や継続するか否かは未定。

### (\*) 事業評価方式

契約している事業の実績を事業目標と比較すること等により、事業者の成果や努力を評価し、継続可否を判断する。

## 参考 事業者選定までのスケジュール

令和5／4／17～4／28	公示期間（仕様閲覧申込み）
5／8	仕様公開
5／8～5／12	質問受付期間
5／16	質問回答日
5／19	企画提案参加希望書類提出期限
5／26	書面審査の結果通知（書面審査合格者のみ）

6／9 企画提案申請書類提出期限  
6／14 予備審査の結果通知  
6／22 企画提案事業の説明（プレゼンテーション）  
6／末 受託予定者（契約内定者）決定の通知  
※本予定は変更される場合がある。

### 【問い合わせ先】

公益財団法人東京しごと財団総合支援部財務課経理係 伊藤・中長（なかちょう）

電話 03-5211-2308 メールアドレス [nyusatsu@shigotozaidan.or.jp](mailto:nyusatsu@shigotozaidan.or.jp)

なお、本事業の内容等に関する質問は、令和5年5月8日13時以降を質問受付期間とし、事前の電話等による質問には、一切応じない。